国会事項

衆議院

議案提出

十月二十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案

質問書提出

十月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省在外公館の定員割れに関する質問主意書（鈴木貴子提出）

検察官によるセクハラ行為に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

十月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出復興予算の執行に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出川内原発再稼働の是非に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭提出第百八十六回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出河野官房長官談話の作成過程に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

十月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成二十六年十月二十九日（水曜日）

午前十時開議

第一　サイバーセキュリティ基本法案（第百八十六回国会衆議院提出）

第二　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第百八十六回国会内閣提出衆議院送付）

議案受領（予備審査）

十月二十八日内閣から次の議案が送付された。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第二九号）

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（閣法第三〇号）

答弁書受領

十月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦提出土砂災害防止対策に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員三田龍平提出川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問に対する答弁書（第二九号）

参議院議員浜田和幸提出政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員浜田和幸提出我が国の災害外交に関する質問に対する答弁書（第三一号）

参議院議員浜田和幸提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問に対する答弁書（第三一一号）

参議院議員浜田和幸提出急拡大するエボラ出血熱に関する質問に対する答弁書（第三一二号）

参議院議員徳永エリ提出米国議会がＴＰＡ法案を通じてＴＰＰ協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問に対する答弁書（第三四号）

報告書提出

十月二十八日委員長から次の報告書を提出した。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第百八十六回国会閣法第四八号）審査報告書

人事異動

財務省

（国税庁次長）財務事務官　佐川　宣寿

国税庁長官事務代理を免ずる（十月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十九日ルワンダ国の共和国記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月30日

近畿地方整備局長　森　昌文

区間	路線名
兵庫県明石市西新町三丁目四十番から同市硯町三丁目五番十八までの上下線	一般国道2号

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、群馬労働局の関係事業主を代表する者星野哲也の死去に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年10月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成26年11月13日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　群馬労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年10月30日

北海道労働局長　羽毛田　守

第4号中「1時間842円」を「1時間858円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月1日から効力を生ずる。

公告

諸事項

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第24号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

(1)　登録番号　愛知県採掘権登録第221号　鉱業権者　愛知県豊田市御作町140番地　安藤昇